

苫小牧工業高等専門学校専攻科委員会規程

規則第42号

制 定	平成15年4月1日
一部改正	平成16年4月1日
一部改正	平成17年4月1日
一部改正	平成19年4月1日
一部改正	平成19年5月8日
一部改正	平成27年3月10日
一部改正	平成28年1月26日

(設置)

第1条 苫小牧工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、専攻科に関する事項を審議するため、専攻科委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 教育課程に関する事項
- 二 教育計画及び授業時間の編成に関する事項
- 三 学生の退学、転学、休学、復学及び修了に関する事項
- 四 試験及び学業成績に関する事項
- 五 学生の進学及び就職に関する事項
- 六 学生の厚生補導に関する事項
- 七 その他専攻科の教務及び学生指導に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副校長（専攻科長）
 - 二 各専攻主任
 - 三 学生課長
 - 四 その他校長が指名した者
- 2 前条第一号及び第二号に関する事項について審議する場合は、副校長（教務主事）を、前条第六号に関する事項について審議する場合は、副校長（学生主事）を委員として加える。

(任期)

第4条 前条第1項第四号の委員は、校長が委嘱し、任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、副校長（専攻科長）をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長が不在のときは、専攻主任のうちあらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(定足数)

第6条 委員会の開催は、委員の5分の3以上の出席を必要とする。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(他委員会との連携)

第8条 本校の準学士課程と専攻科課程の教育課程等について、関連する事項を審議するため、必要に応じ、関係する委員会委員のうちから校長が指名した者をもって組織するワーキンググループを置くことができる。

(報告)

第9条 委員長は、委員会の審議の結果を校長に報告する。

(委員会の事務)

第10条 委員会の事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。ただし、改正後の第3条第三号の規定は、平成17年度以後の委員について適用し、平成16年度の委員については、なお従前の例による。

附 則

この内規は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。